

# オーストラリアの 多文化主義政策

人口の約4分の1が外国で生まれた国民により構成されるオーストラリア。

1901年の連邦国家結成以来、非白色人種の移住を制限する白豪主義政策などを経験しながら、現在では、異なる民族・文化・宗教を尊重し共に社会を構成していく思想、いわゆる多文化主義の思想が社会各層に浸透しており、行政、NPO、地域社会が一体となった取組が進められている。

社会に貢献する移民を地域でどのように受入れているか。オーストラリアの事例は、日本の今後の政策に参考になる部分が多くあると思われる、今回は、ニューサウスウェールズ州の取組を中心にオーストラリアの多文化主義政策について報告する。

特集

1

## オーストラリア 多文化主義政策のあらまし

前シドニー事務所所長補佐 甘利 昌也（総務省派遣）

### 多文化国家オーストラリア

オーストラリアは英語を公用語とする英語圏国家の一つであり、日本との時差が小さいことから、多くの学生がネイティブの英語の学習や異文化体験のため訪れる。

このことから、オーストラリアは英国の系統を引くアングロサクソン系住民によって構成される社会であると考えがちであるが、実は総人口の約四分の一が海外で生まれた者で構成される多文化社会である。例えば主要都市の一つであるメルボルンは、ギリシヤ系住民の人口がギリシヤの国外で最も多い都市であると言われている。

街中には海外からの食材が豊富に取り揃えられ、各地域からの料理人も集まり、オーストラリアの代表的な料理「モダン・オーストラリアン」は、国内でとれた新鮮な素材にアジアはじめ各地域の調理技法を施した融合料理であり多くの人々に愛されている。多文化国家オーストラリアは、一九〇一年の連邦結成以来、幾度も政策の方針転換がなされた後に成立したものであり、それは

連邦結成時の「移住制限法（Immigration Restriction Act 1901）」に基づく白豪主義政策（White Australian Policy）から、第二次世界大戦後の国内労働力不足解消のためのイタリヤ・ギリシヤ等南欧を含むヨーロッパ移民の大量受け入れや七〇年代のベトナム戦争を背景としたインドシナ難民受け入れが契機となったアジア諸国からの移民の急増といった流れの中で、七三年の白豪主義の放棄、七五年の人種差別禁止法（Racial Discrimination Act 1975）の制定を通じて、オーストラリアは多文化主義社会に向けた取組を本格化させるに至っている。

### 統計資料にみる 文化多様性社会

豪州統計局（ABS: Australian Bureau of Statistics）では、五年に一度すべての滞在者を対象に国勢調査を実施している。

調査には、出生地、話す言語、宗教、出身民族あるいは英語面での補助の必要性といった項目も盛り込まれており、これらの調査結果は公的部門が行う多文化主義政策立案の基礎資料とされる。

表-1: 出身国別人口及び構成比

| 順位 | 出身国       | 人口<br>(人) | 構成比<br>(%) |
|----|-----------|-----------|------------|
| 1  | 英国        | 1,166,515 | 5.44       |
| 2  | ニュージーランド  | 494,579   | 2.31       |
| 3  | 中国（香港を除く） | 313,572   | 1.46       |
| 4  | インド       | 239,925   | 1.12       |
| 5  | イタリア      | 221,721   | 1.03       |
| 6  | ベトナム      | 193,288   | 0.90       |
| 7  | フィリピン     | 155,124   | 0.72       |
| 8  | ギリシャ      | 136,201   | 0.64       |
| 9  | 南アフリカ     | 130,501   | 0.61       |
| 10 | ドイツ       | 126,500   | 0.59       |
| 11 | マレーシア     | 120,053   | 0.56       |
| 26 | 日本        | 47,170    | 0.22       |

出典：豪州統計局（ABS）  
3412.0 Migration, Australia 2007-2008

表-2のとおりキリスト教が全体の約六四％を占めており、今でも最大宗教となっているが、近年アジア諸国からの移民急増を背景に、前回（〇一年）国勢調査時との比較において、イスラム教、ヒンズー教、仏教

## (2) 宗教

表-2のとおりキリスト教が全体の約六四

## (1) 人口

直近の調査は二〇〇六年に実施されたが、その調査結果と統計局の最近の公表数値などを用いて文化多様性国家オーストラリアの特徴を紹介することとした。

オーストラリアの総人口は約二二四〇万人

（〇八年六月末時点）であり、その内訳は国内で出生した者が約一五九〇万人（七四％）、国外で出生した者が約五五二万人（二六％）である。国外出生者の出身国については、表-1のとおりで、最も多いのが旧宗主国である英国、次いで近隣国であるニュージーランドとなっているが、中国及びインドといった新興の移民グループが近年急増している。

表-2: 主な宗教の状況（2006年国勢調査時点）

| 宗教名   | 宗徒数<br>(千人) | 構成比<br>(%) | 対2001年<br>増加率<br>(%) |
|-------|-------------|------------|----------------------|
| キリスト教 | 12,685.8    | 63.89      | -0.61                |
| 仏教    | 418.8       | 2.11       | 17.0                 |
| イスラム教 | 340.4       | 1.71       | 20.9                 |
| ヒンズー教 | 148.1       | 0.75       | 55.1                 |
| ユダヤ教  | 88.8        | 0.45       | 5.8                  |
| その他   | 109.0       | 0.55       | 18.0                 |
| 無宗教   | 3,706.6     | 18.67      | 27.5                 |
| 不明    | 2,357.8     | 11.87      | 7.8                  |
| 合計    | 19,855.3    | 100.00     | 5.8                  |

出典：豪州統計局（ABS）  
1301.0 Year Book Australia 2008

オーストラリアの多文化主義政策は、移民に対する定住支援政策の中で展開される。移民に関する政策は、毎年の移民・難民の受け入れ計画や滞在査証の発給などといった入国に関する政策（入国管理政策）と



## 多文化主義政策の位置付け

## (3) 言語

といった宗教の信仰者が増加している。

オーストラリアの公用語は英語であるが、約三二〇万人（全人口の一五・八％）が家庭において英語以外の言語を使用している（表-3）。また図中央にある「国内で生まれた者の占める割合」とは、英語以外の言語を家庭で話す者のうちオーストラリア国内で出生した者の割合を示しており、これによればギリシャ・イタリア・アラビア語などは、子供世代にまで維持される傾向が強いことがわかる。

表-3: 家庭で使用する言語（2006年国勢調査時点）

| 言語名      | 人数<br>(千人) | 国内で生まれた者の占める割合<br>(%) | 全人口に占める割合<br>(%) |
|----------|------------|-----------------------|------------------|
| イタリア語    | 316.9      | 42.1                  | 1.6              |
| ギリシャ語    | 252.2      | 52.8                  | 1.3              |
| 中国語（広東語） | 244.6      | 21.4                  | 1.2              |
| アラビア語    | 243.7      | 42.9                  | 1.2              |
| 中国語（北京語） | 220.6      | 12.6                  | 1.1              |
| ベトナム語    | 194.9      | 30.3                  | 1.0              |
| スペイン語    | 98.0       | 24.4                  | 0.5              |
| タガログ語    | 92.3       | 15.0                  | 0.5              |
| ドイツ語     | 75.6       | 19.9                  | 0.4              |
| ヒンディー語   | 70.0       | 13.7                  | 0.4              |
| その他の言語   | 1,292.7    |                       | 6.6              |
| 合計       | 3,101.5    |                       | 15.8             |

出典：豪州統計局（ABS）  
1301.0 Year Book Australia 2008

多文化主義政策の推進における行政機関



## 各行政機関の役割

入国後の移民・難民の社会定着に向けた各種支援に係る政策（定住支援政策）で構成され、後者の定住支援政策について、その根本となる思想は時の社会情勢及び政権方針により幾度と修正がなされ、同化政策から統合政策、そして多文化主義政策へと変遷を歩み、その政策範囲は変遷とともに拡充されてきた。

現在の多文化主義政策は、直接の移民に対する定住支援のほかに、文化の多様性を包容できる社会推進をも含むものであり、各行政主体あるいは非政府組織が役割分担を行い政策が展開されている。

の役割を単純化すると、統一的に行うことが望ましい必要最低限のサービスを連邦政府が担当し、住民生活に直結するサービスは各州政府及び地方自治体が提供している。

ここでは、連邦政府が提供するサービスのうち、住民生活に身近な政策であり、社会のインフラでもある二つの事業を紹介する。

## (1) 成人移民のための英語学習プログラム (AMEP)

(Adult Migrant English Program)

到着して間もない移民を対象に、日常生活あるいは就職において必要とされる英語能力を養成するため、最高で五一〇時間の英語学習機会が提供される。

一定要件（一八歳以上や永住権保持者など）を満たした移民は無料で受講が可能で、小さな子供を持つ者に対しては受講中は無料で保育施設を利用することもできる。

プログラムの提供は州政府を通じ全国二五〇以上の州政府の教育関係施設で提供され、その経費を連邦政府が負担する。ニューサウスウェールズ州では、州が運営する成人移民教育サービスセンターやコミュニティカレッジまたは高等職業専門学校等の施設を使って実施される。

授業形式は、教育施設での授業のほか、遠隔地にいる受講生に対する通信教育やボランティアによる生徒宅での訪問授業などもある。

## (2) 翻訳・通訳サービス (TIS)

(Translating and Interpreting Service)

全国どこからでも利用可能な通訳・翻訳サービスであり、通訳サービスは、毎日二四時間二三〇以上の言語と方言に対応している。

通訳形式としては、両当事者が通訳を介して三者間での電話による通訳と現地での対面通訳が採用されている。

サービス利用は原則有料であるが、公的機関が住民と対話するための利用または緊急時における住民の公的機関へのアクセスなどの利用については無料となっている。

一方、翻訳サービスについても一般的には有料であるが、永住権保有者がオーストラリアでの定住に必要な書類（運転免許証、学歴証明書、職業資格証明書等）の翻訳について、一定要件（永住許可後二年以内など）を満たす場合には、無料でサービスを受けることができる。

# 2 ニューサウスウェールズ州の多文化主義政策の取組

特集

前シドニー事務所所長補佐 甘利 昌也（総務省派遣）

## ニューサウスウェールズ州の概要

ニューサウスウェールズ州（以下「NSW州」という。）は、面積約八〇万四千km<sup>2</sup>（日本

の面積の二・

一四倍、国内五

番目の規模）で、

人口は約六五〇

万人の国内最大の

の人口を抱える

州である。

海外生まれの

住民は約一六〇

万人で、こちらも国内最大で、州内全人口に占める割合は三三・八%となっている。

図は、州内各地域の海外生まれ住民の比率を示したもので、シドニー中心部を含むシドニー都市圏が高い割合となっている。

## 州政府の役割

前述のとおり住民の日常生活に直結した政策は、州・地方自治体及び非政府組織によって行われるが、オーストラリアでは州が担う役割が広範で、その担当分野は、義務教育、保健医療、上下水道、警察・消防などに及び、州政府の方針如何が州全体の多

図：NSW州の移民の居住分布



出典：豪州統計局（ABS）  
2006年国勢調査結果より



文化主義社会のデザインを左右すると言っても過言ではない。

## 多文化主義に関する原則

NSW州は、二〇〇〇年に「多文化主義の原則」及び州全体の多文化主義政策の推進機関である「NSW州における多文化主義のためのコミュニティ関係委員会 (Community Relations Commission For a multicultural NSW 以下「CRC」という)」の設立を規定した『二〇〇〇年コミュニティ関係委員会及び多文化主義の原則に関する法律 (以下「法律」という)』を制定し、州内の多文化主義政策を強力に推進する体制を整備した。

法律は、二七条及び四つの附則で構成され、第一章において「多文化主義の原則」を規定し、第二章以降でCRCの構成や任務を規定している。

法律では多文化主義の原則は次のように規定されている。(第一項)

### 第3条 多文化主義の原則

(1) 議会は、NSW州の住民が言語、宗教、人種及び民族に関して異なる環境を有し、住民が個人として又はコミュニティの他の構成員と共に、自らの言語、宗教、人種及び民族の継承に関し公言し、実行し、維持することができ自由を有することを認識する。議会はそのために、以下に掲げる多文化主義の原則を支持し、促進する。

#### (a) 第1原則

NSW州のすべての個人は、公民とし

て法律上参加することが可能なすべての場面において、最大限の寄与又は参加の機会が付与されなければならない。

#### (b) 第2原則

すべての個人及び機関は、英語が共通語であるオーストラリアの法的及び制度的な枠組の範囲内で、他人の文化、言語及び宗教を尊重し、提供しなければならない。

#### (c) 第3原則

すべての個人は、NSW州政府により提供され又は処理される事業及びプログラムについて、最大限の利用又は参加の機会が付与されなければならない。

#### (d) 第4原則

NSW州のすべての機関は、NSW州の住民に存する言語及び文化の財産が貴重な資産であることを認識し、この資産を州の発展のために最大限になるよう促進しなければならない。

#### (2) 略

(3) 多文化主義の原則は州の政策である。

(4) したがって、各公的団体は、事務を実施するに当たり、多文化主義の原則を遵守しなければならない。

(5) 各公的団体の最高経営責任者は、その所管事務の範囲において、本条の規定を実施する責務を有する。

第三項において、多文化主義の原則は州の政策であると宣言し、第四項において各公的団体の原則への遵守規定が置かれている。なお、オーストラリアにおける地方自治体は、州法によって設立されるもので、この公的団体には地方自治体も含まれ、原則を遵守する責務を負うこととなる。

## NSW州における多文化主義のための「コミュニティ関係委員会(CRC)」

州政府の行政は、教育であれば教育訓練省、公営住宅については住宅省といったように各省庁が担当の行政を所管している。州政府としての多文化主義に関する方針を示し、各省庁への方針の周知と徹底を図るとともに、各省庁が多文化主義の原則を踏まえた施策を展開しているか否かの実施状況の評価や監視、または州政府全体の長期行動計画の策定などといった省庁横断的かつ総合的な政策を担う機関がCRCであり、二〇〇〇年に民族問題委員会 (Ethnic Affairs Commission) を発展改組して設立された。

### (1) 組織

CRCは、意思決定機関である委員会、事務局及び地域諮問評議会で構成される。

委員会は、十一名を上限とした委員により構成され、委員のうち二名は、若者の声を政策に反映させるために任命時点で一八歳以上二四歳以下でなければならないとされている。一〇年三月現在の委員会は、常勤の委員長(事務局



↑ CRC委員とNSW州首相  
右手前が現在の委員長のステファン・カー  
キシャリアン氏、中央右側の女性がNSW州  
首相クリスティーナ・キニーリー氏。CRC撮影

の首席行政官兼務」と八名の非常勤の委員で構成されている。

事務局には七二名の職員が勤務しており、その他に通訳・翻訳サービスのための非常勤の通訳者・翻訳者を六七二名雇用している（〇七／〇八年度実績）。

地域諮問評議会は、地方部における課題や意見を集約するため市内一〇地域に設けられた機関で、州政府出先機関、地方自治体及び住民組織の代表などが構成員となり、定期的な会議を通じて得られた意見等は委員会または事務局に届けられ、CRCの政策に反映される。

## ②事業概要

CRCが担う機能は、既述の長期行動計画策定や各省庁の多文化政策実施状況の監視・評価といった政策企画機能と翻訳・通訳サービスの提供や民族メディア情報の収集・分析といったサービス提供機能に大別される。

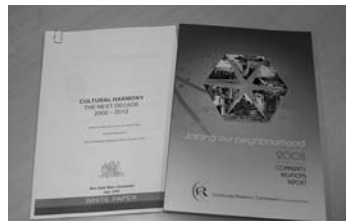
CRCが実施する幅広い事業のうち、特徴的と思われるものを紹介する。

## ①州全体の多文化主義推進を図るための長期行動計画の策定

総合的な多文化主義政策を推進する立場から、社会の将来ビジョンとそれに向けた政府各機関の役割を規定した長期行動計画「文化的調和—これからの二〇年 The NEXT DECADE 2002-2012」を策定し、施策の総合化を展開している。

## ②各省庁の多文化主義政策の実施状況の監視及び評価

各省庁は、毎年度の多文化主義政策に関する実施計画を定めることが義務付けられており、CRCは計画策定に際して評価し、技術的助言を与える。計画に基づく政策の実施結果は各省庁の年次報告書で明らかにされるとともに、CRCに提出され、CRCは実績と計画との比較から達成状況を監視し、その結果はCRCの年次報告である「コミュニティ関係報告」にまとめられ、同報告は州議会に提示される。



↑CRCが州議会に報告するコミュニティ関係報告(右)。文化的調和—これからの10年 2002年—2012年(左)

以上は政策企画面での業務であり、このほか、民族グループや地方自治体が開催するイベントへの財政支援や多文化主義における優れた取組に対する表彰の実施あるいは関係者の情報共有を図る機会としての会議開催などを実施している。

## ③翻訳・通訳サービス

CRCにおいても、毎日二四時間、八五以上の言語と方言に対応した通訳・翻訳サービスを提供している。

NSW州で独自の通訳・翻訳サービスを提供する理由としては、二〇〇〇年制定の法律において、州の政策である多文

化主義の原則の一つに「行政への参加の機会の最大限付与」を規定していることから、原則を履行するため州が住民とのコミュニケーション装置として整備したものであり、すべての州政府機関（公立医療機関における医療通訳は除く。詳細後述）が同サービスを利用している。

通訳サービスは、対面通訳を原則としながらも、地方部・遠隔地で必要言語の通訳がない場合には、ビデオ・カンファレンス方式の通訳が行われる。また翻訳サービスは、翻訳したい文書をCRC事務局に持ち込み、翻訳を依頼するという方式が採られている。

## ④民族メディア（新聞、雑誌）の報道内容の収集・分析・提供 (MediaLink)

オーストラリア国内では約二〇〇種類の非英語新聞（日刊、週刊、月刊）が刊行され、国内の出来事や母国での出来事が民族グループの視点から報じられている。

CRCでは、読者層が多いとされる十二言語の新聞記事を収集・翻訳し、州政府機関に提供するとともに、

記事はCRCのデータベース「MediaLink（メディア・リンク）」に蓄積される。

データベース



↑MediaLinkデータベースのフロントページ。CRCホームページより

スは、○六年より情報リソースとして活用しており、民間企業や政党ならびに大学やシンクタンク機関に有料で公開し、利用者は必要な情報を取得することが可能となり、各機関における戦略の立案や事業の実施の上での基礎資料として活用されている。

### (3) 最近の課題

#### ① イスラム教徒系住民への対応

国勢調査の結果などからも、最近イスラム教徒の数が増加しておりオーストラリアにおける主要な宗教勢力の一つとなっている。

しかしながら、○一年の米国同時多発テロや○二年のバリ島爆弾テロ事件などの経験から、マスメディアはイスラム教徒をテロリストになりうる存在と見ているところがあり、国内にはイスラム教徒に対し広く不信任があるといわれている。

この不信任は社会生活において差別となって現れていると考えられるような現象として、例えば就職活動において、名前がイスラム系というだけで不公平な扱いを受けるといったことが現実起こっている。

CRCでは、このような状況を改善すべく、イスラム教の祭典やイベントへの支援を通じ、イスラム教徒が危険因子でないことに国民の理解を得る活動やイスラム教徒住民を対象としたセミナー開催などを通じて、オーストラリア社会への調

和に向けた事業を展開している。

#### ② 衛星放送を通じた海外放送への対応

通信技術の発達に伴い、移民が衛星放送を通じて母国の放送を受信・視聴できるようにになった。

母国の放送においては、世界的な事件・事象を母国の視点から報じており、番組を通じてオーストラリアの一般認識と異なる母国の考えが民族グループに一般化し、その結果各種の社会軋轢となり表面化することもある。

そのため、CRCでは、海外衛星放送が民族グループに与える影響についても

注視しており、今後対応が必要になると考えている。

#### (4) 終りに—CRCの政策立案・事業実施に対する取組姿勢—

CRCでは、良い政策・事業は、机上の議論で形成されるものではなく、地域あるいは民族グループと対話の積み重ねから形成されるとの認識から、政策実施に責任を持つ上級幹部が積極的に州内各地域を訪問したり、民族グループ主催のイベントに参加したりすることを通じて得られた意見や課題を政策に反映するよう心がけている。

## 3 特集

### 地方自治体の取組

前シドニー事務所所長補佐 亀井 帝 (奥州市派遣)

オーストラリアの連邦、州、地方自治体の三つの行政機関のうち、地方自治体は最も住民に近い存在として、地域社会に密着した政策が行われている。

#### 多文化主義政策における 地方自治体の役割

NSW州の「一九九三年地方自治法 (Local Government Act 1993)」第八条には、自治体の綱領 (設立趣旨) が定められており、

この中に「多文化主義の原則と調和した方法で権限を行使するとともに、多文化主義の原則を積極的に促進すること。」と明記されている。また「一九九九年地方自治体 (一般) 規則 (Local Government (General) Regulation 1999)」では、地方自治体に文化的、言語的多様性を持つ住民に配慮した「社会/コミュニティ計画」を策定することを義務付けている。

このような法体系の下で、地方自治体の





他の自治体と比較して中国、韓国、日本といった東アジア出身者が多く、近年移民が急増している地域であり、また人口の年齢区分別の多い順に三五歳～四九歳、二五歳～三四歳となっており、若い人口を抱える地域となっている。

市では、言語、文化、人種及び宗教の多様性に対応した政策やプログラムを実施するため、職員の採用において、文化的多様性を持つ者を民族プロジェクト担当官として雇用し、同職員を通じて民族グループのニーズや課題の収集を行っている。

文化的イベントの実施

ウィロビー市では年間を通じて様々な文化的イベントを実施または民族グループが行うイベントを支援している。

【春の祭典】「Spring Festival」

【Chinese New Year】

モザイク(MOSAIC)センター

「多文化ワンストップ支援・情報センター」(Multicultural One Stop Assistance and Information Centre)は、その頭文字を取ってモザイク (MOSAIC) センターという愛称で親しまれており、民族グループに對し各種の支援を行うことを目的に市によって設立された。シドニー北部地域では唯一の施設とされている。

このように市



## MOSAIC MULTICULTURAL CENTRE 2009

|                       | MONDAY                                                                                                                        | TUESDAY                                    | WEDNESDAY                                  | THURSDAY                                   | FRIDAY                                     |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------|
| <b>Music</b>          | <p>10:30am - 11:30am<br/>Jazz Ensemble</p> <p>12:30pm - 1:30pm<br/>Jazz Ensemble</p> <p>2:30pm - 3:30pm<br/>Jazz Ensemble</p> | <p>10:30am - 11:30am<br/>Jazz Ensemble</p> | <p>10:30am - 11:30am<br/>Jazz Ensemble</p> | <p>10:30am - 11:30am<br/>Jazz Ensemble</p> | <p>10:30am - 11:30am<br/>Jazz Ensemble</p> |
| <b>Dance</b>          | <p>10:30am - 11:30am<br/>Jazz Ensemble</p>                                                                                    | <p>10:30am - 11:30am<br/>Jazz Ensemble</p> | <p>10:30am - 11:30am<br/>Jazz Ensemble</p> | <p>10:30am - 11:30am<br/>Jazz Ensemble</p> | <p>10:30am - 11:30am<br/>Jazz Ensemble</p> |
| <b>Arts</b>           | <p>10:30am - 11:30am<br/>Jazz Ensemble</p>                                                                                    | <p>10:30am - 11:30am<br/>Jazz Ensemble</p> | <p>10:30am - 11:30am<br/>Jazz Ensemble</p> | <p>10:30am - 11:30am<br/>Jazz Ensemble</p> | <p>10:30am - 11:30am<br/>Jazz Ensemble</p> |
| <b>English</b>        | <p>10:30am - 11:30am<br/>Jazz Ensemble</p>                                                                                    | <p>10:30am - 11:30am<br/>Jazz Ensemble</p> | <p>10:30am - 11:30am<br/>Jazz Ensemble</p> | <p>10:30am - 11:30am<br/>Jazz Ensemble</p> | <p>10:30am - 11:30am<br/>Jazz Ensemble</p> |
| <b>French</b>         | <p>10:30am - 11:30am<br/>Jazz Ensemble</p>                                                                                    | <p>10:30am - 11:30am<br/>Jazz Ensemble</p> | <p>10:30am - 11:30am<br/>Jazz Ensemble</p> | <p>10:30am - 11:30am<br/>Jazz Ensemble</p> | <p>10:30am - 11:30am<br/>Jazz Ensemble</p> |
| <b>Spanish</b>        | <p>10:30am - 11:30am<br/>Jazz Ensemble</p>                                                                                    | <p>10:30am - 11:30am<br/>Jazz Ensemble</p> | <p>10:30am - 11:30am<br/>Jazz Ensemble</p> | <p>10:30am - 11:30am<br/>Jazz Ensemble</p> | <p>10:30am - 11:30am<br/>Jazz Ensemble</p> |
| <b>German</b>         | <p>10:30am - 11:30am<br/>Jazz Ensemble</p>                                                                                    | <p>10:30am - 11:30am<br/>Jazz Ensemble</p> | <p>10:30am - 11:30am<br/>Jazz Ensemble</p> | <p>10:30am - 11:30am<br/>Jazz Ensemble</p> | <p>10:30am - 11:30am<br/>Jazz Ensemble</p> |
| <b>Italian</b>        | <p>10:30am - 11:30am<br/>Jazz Ensemble</p>                                                                                    | <p>10:30am - 11:30am<br/>Jazz Ensemble</p> | <p>10:30am - 11:30am<br/>Jazz Ensemble</p> | <p>10:30am - 11:30am<br/>Jazz Ensemble</p> | <p>10:30am - 11:30am<br/>Jazz Ensemble</p> |
| <b>Japanese</b>       | <p>10:30am - 11:30am<br/>Jazz Ensemble</p>                                                                                    | <p>10:30am - 11:30am<br/>Jazz Ensemble</p> | <p>10:30am - 11:30am<br/>Jazz Ensemble</p> | <p>10:30am - 11:30am<br/>Jazz Ensemble</p> | <p>10:30am - 11:30am<br/>Jazz Ensemble</p> |
| <b>Chinese</b>        | <p>10:30am - 11:30am<br/>Jazz Ensemble</p>                                                                                    | <p>10:30am - 11:30am<br/>Jazz Ensemble</p> | <p>10:30am - 11:30am<br/>Jazz Ensemble</p> | <p>10:30am - 11:30am<br/>Jazz Ensemble</p> | <p>10:30am - 11:30am<br/>Jazz Ensemble</p> |
| <b>Indian</b>         | <p>10:30am - 11:30am<br/>Jazz Ensemble</p>                                                                                    | <p>10:30am - 11:30am<br/>Jazz Ensemble</p> | <p>10:30am - 11:30am<br/>Jazz Ensemble</p> | <p>10:30am - 11:30am<br/>Jazz Ensemble</p> | <p>10:30am - 11:30am<br/>Jazz Ensemble</p> |
| <b>South Asian</b>    | <p>10:30am - 11:30am<br/>Jazz Ensemble</p>                                                                                    | <p>10:30am - 11:30am<br/>Jazz Ensemble</p> | <p>10:30am - 11:30am<br/>Jazz Ensemble</p> | <p>10:30am - 11:30am<br/>Jazz Ensemble</p> | <p>10:30am - 11:30am<br/>Jazz Ensemble</p> |
| <b>Latin American</b> | <p>10:30am - 11:30am<br/>Jazz Ensemble</p>                                                                                    | <p>10:30am - 11:30am<br/>Jazz Ensemble</p> | <p>10:30am - 11:30am<br/>Jazz Ensemble</p> | <p>10:30am - 11:30am<br/>Jazz Ensemble</p> | <p>10:30am - 11:30am<br/>Jazz Ensemble</p> |
| <b>Other</b>          | <p>10:30am - 11:30am<br/>Jazz Ensemble</p>                                                                                    | <p>10:30am - 11:30am<br/>Jazz Ensemble</p> | <p>10:30am - 11:30am<br/>Jazz Ensemble</p> | <p>10:30am - 11:30am<br/>Jazz Ensemble</p> | <p>10:30am - 11:30am<br/>Jazz Ensemble</p> |

自治体国際化フォーラム Jun. 2010 8



↑日本語を含む多言語の書物が多数取り揃えられている

これら書物は基本的には市が調達するが、当地に駐在員等の短期滞在者が多く住むという事情から、寄贈される書物も少なくないという。

移民にとって母国語で書物

地方自治体はコミュニティ施設として図書館を運営しており、地域住民の交流の場及び行政情報伝達の間として活用している。蔵書についても地域の特性が配慮されており、ウィロビー市でも人口構成を参考にして取り揃える書物を決めている。

ウィロビー市では○九年六月末現在で蔵書数は約二〇万冊、そのうち約三万冊が非英語書籍であり、全体の約一五%にあたる。言語数は一二言語。非英語書籍のうちの二五%が日本語書籍で占められている。

## 図書館での取組

移民の目線に立ったサポートが可能となっている。



↑多言語でセンターの紹介がされている。右下には日本語での説明文も

助けしている。

センターに勤務するボランティアスタッフの多くもかつては移民として苦労を重ねた経験を持っており、

## 移民情報センター

移民情報センター (Migrant Resource Centre、以下「MRC」という) は、オーストラリアに到着して間もない移民(主に難民等の人道的見地からの移民)の定住に係る支援や、定住後の地域への調和を図るための各種の事業を行う非政府組織で、都市部及び地方部の移民が多く居住する地域に設置され、現在NSW州には十二のMRCがある。

シドニー中西部のメトロMRCは、一九八

移民・難民の定住支援について、住民行政の提供主体である政府機関の役割もさることながら、地域における非政府組織である移民情報センターや民族グループ相互扶助組織の果たす役割も大きく、日々の生活支援や相談業務に応じるとともに民族グループの地位向上に係る各種の取組を行っている。

## 特集

# 4

## 非政府組織の取組

前シドニー事務所所長補佐 甘利 昌也 (総務省派遣)

を読めることは、情報にアクセスしやすいだけでなく、自国の文化を維持することにも役立つので、図書館の存在意義は大きい。

また図書館においても、第二言語としての英語学習教室や非英語での読み聞かせ教室などのイベントが開催されている。

六年に「カンタベリー・バンクスタウンMRC」として設立されたが、近年、周辺地域特に中西部地域 (Inner-west Area) におけるサービスへの需要の高まりを受け、二〇〇八年に同地域のマリックビル市に支所を設立し、本格的な業務を開始した。



↑メトロMRCの入り口写真

翌〇九年には、対象地域の拡大に伴い、名称を現在の「メトロMRC」と改称し、シドニー中心地域におけるMRCとして、サービスを展開している。

### (1) 移民・難民への定住支援

文化・社会制度及び生活習慣の違いについての理解を深めるためのインフォメーションセッションを開催している。

また、法律、就業及び家庭に関する相談サービスを提供したり、定住に伴い必要と



なる行政文書の作成を支援するなどの個別事例に応じた支援が行われる。

さらに、公共料金(電気・ガス等)の支払困窮者に対しては財政支援を行ったり、住居の通信環境が整備されるまでの間の通信機器が利用できるサービスもある。

## (2) 住居環境整備に係る支援

州住宅省の関係機関であるシドニー南西部地域賃貸借相談センターと連携し、移民の賃貸住宅への入居を支援する。

## (3) 市民権取得に向けた支援

市民権取得申請者に課される市民権テスト(Citizenship test)の対策のための無料の研修会を開催している。

このようなサービスの提供に当たっては、MRC側は利用者である移民との信頼関係を構築することを第一の目標に置くという。信頼関係の上に立ち、移民が気軽に話せる環境が構築されてこそ、利用者が望む方向への支援を与えることが可能になり、自立に向けた一歩が踏み出せることである。

## 民族グループ相互扶助組織

同一出身国の移民または背景を持つ者が集まった民族グループ相互扶助組織がNSW州内に二四二団体(CRCへの届出ベース)存在し、各組織が民族グループのオーストラリア社会における地位向上及び生活環境改善を図る取組を行っている。

組織の規模や構成員のニーズに応じて展開

する事業の内容や程度は多様であるが、代表的なものとしては次のようなものがある。

## (1) 定住サポート事業

オーストラリアでの移住が円滑に行われるよう各種の情報提供や相談業務、民族教育、ケースワークといった事業を実施するとともに、社会奉仕活動等を通じた民族グループの発展及びネットワーク拡大を図る取組を実施する。

## (2) 高齢者移民に対する支援

高齢者の在宅介護を支援するための介護者の派遣及び高齢者デイケア施設におけるバイリンガルのケースワーカーの配置を行う。

## (3) 各種イベントの実施

出身国の文化を維持する取組の一つとして母国文化・芸能を紹介するイベントを実施する。

## (4) コミュニティ言語学校の運営

平日、州の公立学校に通い、英語で授業を受ける児童が、親の出身国の言語及び文化に対する理解及び維持を図ることを目的に、土曜日または日曜日に公立学校の校舎等を借り受けてコミュニティ言語学校を運営する。



↑シドニー日本クラブ土曜日本語学校(シティ校)授業風景

## (5) 民族グループの窓口としての政府機関との折衝

民族グループとして実施する事業に対する補助金受給に係る政府機関への申請手続きを行う。また、民族グループから政府に対する政策・施策の要求や、不平等・不正と思われる政策の改善の要求に関し、政府機関との間の折衝の窓口となる。

# 5 第二言語としての英語教育

前シドニー事務所所長補佐 森 一也(武雄市派遣)

## ESLプログラム

は、英語を母国語としない移民などが、日常生活において必要となる英語を第二言語として学習するプログラムである。

第二言語としての英語教育(English as a Second Language)以下「ESL」を指す。

NSW州が運営する公立の初等学校(Primary School)就学前児童〜六年生を担

当) 及び中等学校 (Secondary School) 七年生～十二年生を担当) では、体系的に ESL が実施されている。

ESL 学習では、その必要度を明確に把握するために英語習得度が三段階に分けられている。すなわち基礎レベルである第一段階、基礎的な言語運用能力を身につけた第二段階、そして様々な場面で自分の意思を表現できる第三段階で構成される。一方 ESL 学生の学習の進捗度を把握するために、進捗度別に ESL 学生の達成事項を定めた六段階の ESL スケールが定められている。

## NSW州の児童生徒の現状

NSW 州における児童生徒の総数は約七五万人で、その二八・九%の約二三万人は英語を母国語としない児童生徒である。また五%は先住民 (アボリジニ及びトレス海峡諸島民) の系統を持つ児童生徒である。

ESL のサポートを必要とする児童生徒は全体の二七・九%にあたる約三三万人である。また NSW 州に新たに入ってくる ESL を必要とする児童生徒数は年間六千から八千人となっている。

## 初等学校 (就学前児童～六年生)

初等学校レベルでの ESL プログラムは一般の学校において実施される。対象となる児童は一般の児童と学校生活を共にしつつ、E

SL の授業については別なクラスが用意され、日常生活に必要とされる英語を習得する。

児童が公立初等学校に入学・編入する場合、学校長は児童の過去の就学歴、母国語での識字能力、過去の英語学習の情報を基に ESL での英語指導が必要かどうかを判断し、児童の能力に応じた英語教育を実施する。

初等学校の英語教育を ESL の三段階の英語習得度別にみると次のように行われている。

第一段階は、ESL の対象児童のみの教室で ESL 教員資格を持った教員による英語の授業が行われる。一般の教科科目についても ESL として同じ教室で授業が行われる。

ある程度基礎レベルが身についた段階で第二段階へ進む。ここでは ESL の授業と一般の授業を受ける。対象児童は一般クラスで他の児童とともに一般教科科目の授業を受け、ESL の時間のみクラスから離れて ESL の教室で学習する。一般クラスでの授業に際してはサポートスタッフが付き添い支援する。

さらに英語能力が向上し学習に支障がなくなるに連れ、一般クラスで過ごす時間が長くなる。(この段階を一般的に第三段階とみなしている。)

ESL は、各学校が定める ESL カリキュラムによって行われる。このカリキュラムは、学校の置かれた状況 (ESL 生徒の数や入学前の教育状況など) を勘案し、公立学校を所管する教育訓練省が定めた「国語としての英語指導要領」や「ESL カリキュラムの枠組み (ESL Curriculum Framework K-6)」

などを参考に定められるものである。

ESL の習熟度を判定するため、三年生と五年生の児童を対象に基礎学力テスト (BST: Basic Skills Tests) がある。

指導内容については、低学年では、児童の学習意欲を維持させる配慮の下、ゲーム感覚で楽しみながら英語を学習できるように構成されている。たとえば、シドニー南部にあるテンピ公立初等

学校では、日付や曜日、天気などが記されたボードを使って、児童が朝起きて感じたことや、昨日



↑ 単語カードを用いた文章作成練習 (テンピ公立学校)

したことなどを発表したり、また単語カードを用いてパズル感覚で文章を作成する練習したりするなどの手法が採り入れられている。

高学年になると、生活により近い場面を設定して英語を学習する取組が進められている。シドニー西部のリバプール公立初等学校では、家庭でのお菓子作りの場面を設け、ケ



↑ レミントン (お菓子) づくりを通じた英語学習 (リバプール公立学校)

ーキ作りの実践を通して、材料名や調理器具、調理方法といった実生活で用いる英語表現の学習を行っている。

## 中等学校 (七年生～十二年生)

中等教育段階での ESL プログラムは、

対象生徒が一定期間、ESL専門のクラスに編入され実施される。日常生活に必要な英語に加えて、教科科目の学習に必要な英語力の修得にも力点が置かれている。

生徒は、学区の公立学校に入学・編入する前に、州政府が管轄する英語教育施設である集中英語センター (Intensive English Centre、以下「IEC」とこつ。) や集中英語学校 (Intensive English High School、以下「IEHS」という。) などに入り、ESL対象の生徒だけで編成されたクラスにおいて、一般の学校での授業についていける程度まで英語を学習する。IECは広域単位で拠点となる一般の中等学校に併設されており、IEHSはESLを専門とした独立の学校で、主に難民等で英語教育を受けた経験が少ない生徒が対象とされる。

IEC及びIEHS入学時には筆記テストと面接による英語能力テストが実施され、その結果を基に、生徒の年齢と能力に応じたクラスに編入される。

NSW州教育訓練省が作成した、学校向けのESLガイダンスによれば、在籍期間は、生徒の置かれた状況によって異なるものの、母国で継続的な英語学習の経験を持つ生徒については最大で三〇週間。身体障害、学習障害、精神的適応の理由で英語を学ぶことが困難な状況であった生徒については上限が四〇週間となり、さらに、家庭の事情や病気等で継続して学習ができなかった生徒は追加で一学期間 (二〇週分) の延長が

認められるとされている。

しかしながら、運用では各学校が生徒の平均的な能力等に応じて在籍期間を設定しており、ほとんどの生徒が三〇週から四〇週間在籍する。

生徒は英語教育施設での学習修了後は、それぞれ地元の一般の中等学校に編入し、一般の生徒と学習することになる。

## ESL教員資格と教員数

ESL教育を担当する教員は、初等学校または中等学校の教員資格を保有し、かつ非英語使用者への英語教育 (Teaching English to Speakers of Other Languages、以下「TESOL」という。) 履修コースを修了した者とされ、このTESOLは大学または大学院において履修する。

また、新任のESL教員については、NS

W州教育訓練省が提供するESLオリエンテーションプログラムを通じて教育技術を養成している。

現在、約一七〇〇人の教員がNSW州内の公立学校においてESLに従事している。

## ESL補助教員の役割

ESLをサポートする教員が各学校に置かれ、児童生徒の学習サポートを行っている。シドニー中心部にあるクリーブランドストリートIEHSでは、生徒が新しい環境に慣れるようにバイリンガル・サポートスタッフを置いて、生徒の学習面での支援を行うほか、保護者と学校との間のコミュニケーション支援、カウンセラーと連携した一般学校への円滑な移行を促すなどの取組も行っている。

# 6 公的医療機関における医療通訳制度

特集

前シドニー事務所所長補佐 与那嶺 隆 (沖縄県派遣)

## 医療機関の種類

NSW州では、公立病院等において英語に不慣れた住民にも公平な医療サービスが受けられるよう医療通訳サービスを提供している。

オーストラリアの医療機関には一般開業医



(GP: General Practitioner) 専門医、公立病院及び私立病院がある。患者は緊急の場合を除き、まずかかりつけ医であるGPの診察を受け、必要に応じて専門医、病院等に紹介され診療・治療を受ける。専門医、病院での治療はGPの診察を前提としている。

## NSW州政府による 医療通訳派遣サービス

### (1) サービス創設の背景

従来の医療現場では、英語に不慣れな患者は医療を受ける際、家族や親族、友人等に通訳を依頼していたが、専門的知識や英語力の不足に起因する誤訳や重篤な病気告知の際の通訳者の精神的苦痛など様々な問題が生じていた。こうした事態に対応するため、NSW州では、一九七二年に公的医療機関における医療通訳サービスが試行的に開始され、五年後の七七年から本格的な運用が開始された。

### (2) 基本方針

医療通訳サービスは、専門的な医療を行う公立病院等において、誰でも等しく安心して医療が受けられるよう、患者の文化的背景をも理解した通訳者が職業としてサービス提供に当たるものである。

## シドニー南西地域 保健サービス

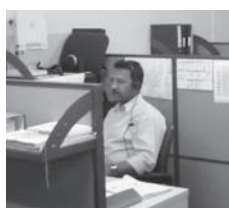
保健医療を担当する州保健省は州内を八地域に分け、地域内の病院及び保健管理施設

設を管轄する機関を置いている。このうちの一つであるシドニー南西地域保健サービス(Sydney South West Area Health Service)は、面積約六千四百km<sup>2</sup>、十五の地方自治体区域を包含し、人口約二三〇万人(州の約十九%)の地域を管轄している。人口の三九%が家庭で英語以外の言語を使用しており、八つの地域保健サービス管轄の中で最も民族的に多様性のある地域である。

### (1) 医療通訳派遣の流れ

同地域保健サービスの下に医療通訳派遣サービス(Health Language Services)が置かれている。管轄地域内の公立病院などの公的医療機関の医者や担当者は医療通訳が必要になった場合に、医療通訳派遣サービスのコールセンターへ電話をし通訳者の予約を取る。

コールセンターには九人のオペレーターが配置され、二四時間態勢で予約を受け付けている。オペレーターと通訳者がネットワークシステムで結ばれており、オペレーターがコンピューター端末に患者の予約情報を入力すると、システムを通じて通訳者に情報が伝達され、通訳者は自身のコンピューター端末で情報を視認し、端末上で確認したことを操作することで予約が完了する。通訳者は予定の日時に病院に向き通訳を行う。緊急時に対応するため、救急病棟からの回線は混雑時でも優先的



↑ オペレーターによる予約受付の様子

につながるよう考慮されている。

患者が公立病院等で診療を受ける場合は、

医療通訳利用にかかる費用負担はなく、州の地域保健サービスが負担する。

同機関では写真にあるような医療通訳手配依頼カードを作成して病院などで配布しており、患者がカードを提示することで、患者が必要とする言語の判別を容易にし、医療通訳の手配をしやすくするよう便宜が図られている。

常勤の通訳者は、地域内の公立病院とコミュニティヘルスセンターに設けられた待機場所で待機し、連絡を受けると直ちに現場に向くことができる態勢となっている。通訳者の配置に当たっては、国勢調査等の結果からその地域で話し手の多い言語への対応が考慮されており、地域の需要に応じることができるようになっている。

一方、非常勤の通訳者は、特定の場所での待機の必要はなく、事前にコールセンターに通知している都合のつく時間の範囲内で、依頼を受ける。

同機関で一日に受ける電話は約四〇〇件。約九割が現場に向いているの対面式の通訳である。それ以外に、緊急の場合や遠隔地の場合などは電話を通じた通訳を行うことも



↑ 医療通訳手配依頼カード

あり、最近ではテレビ電話を通じた通訳も増えつつある。技術は確立しているもののテレビ電話での通訳には機密性などに課題があるとされる。

## (2) 医療通訳者の人材確保・養成

同機関で、対応可能な言語は手話も含めて二三〇言語。通訳者は一〇〇人が常勤で、四五〇人が契約により非常勤で雇用されている。需要の高い言語の通訳者が常勤として多く雇用され、需要の低い言語の通訳者は非常勤として登録され、また、他の地域でも重複して登録されることもある。利用頻度の高い言語は、アラビア語、北京語、広東語、ベトナム語の順となっている。

州の公的医療機関では、資格のないボランティアの通訳を使用することは禁止されている。生命に関わる通訳には高い資質と職業倫理の保持が求められ、正当な報酬を支払うべきとの考えによる。州の方針では、公的医療機関での通訳には、全国統一の通訳認定機関による認証を受けた通訳者であることを前提に、医療の専門用語を理解し、特別な訓練を受け、公的医療システムに精通した専門性のある通訳者を使うこととされており、質が確保されている。また、通訳者は実際に報酬を受ける専門職として派遣されるために、集中適応講習、医学専門用語研修、定期講習など州政府が費用を負担して実施するいくつかの研修を受けなくてはならない。

通訳者に支払う報酬は、常勤の場合、資格と能力によっても異なるが年間平均約四

万八千豪ドル程度。非常勤の場合は実働時間に応じて支払われる。

## 医療通訳者の実際

公的医療機関の通訳者として活躍している方の話によれば、「医療通訳においては、まず言葉の置換えだけでは務まらず、文化背景の違いの理解に立った通訳が必要であり、語学能力の高さより、むしろ経験が重要である。例えば、プライバシーの関係上、与えられる情報が極めて限定される中で患者の容態などを推測するには経験が役に立つ。医療現場での通訳に際しては独自のルールや自制すべきことがあり、例えば、通訳者の主観を交えないため、医者が言ったことも、患者が言ったことも、必ずそのまま「私は…」と一人称を用いて訳する。また、患者及び親族に無用な心配を与えないために表情をあまり出さないことが要求されるといったことにも配慮しなければならない。」とのことである。

## 公立病院以外の医療機関での言語の対応

これまで見た公的医療通訳サービスは公立病院やコミュニティヘルスセンターなどの公的医療機関でのみ提供されている。患者が最初に受診するGPや専門医、私立病院の場合には、医者が必要と判断した場合、既述の連邦政府の提供する通訳サービスの医者優先回線 (Doctor's Priority Line、無料) を利用するか、医師、病院が提携する通訳者や患者自身で手配する通訳者のサービスを有料で受けることになる。

一方、GPや専門医においては、主要な民族グループでは大都市を中心にその民族の言語を話すバイリンガルの医者がおり、各民族の言語で医療を受けることができる。このことは積極的に移民を受け入れるオーストラリアの大きな特徴であり、多くの民族出身者が医師として移民し、当地で医師の登録をしているほか、当地で新たに医師としての資格を取得している。

## 7 特集 多文化主義政策を取り巻く最近の状況

前シドニー事務所所長補佐 甘利 昌也 (総務省派遣)

最近の世界各地で発生するテロ事件、あ

るいは二〇〇五年十二月にシドニー南部ク

ロヌラビーチで発生した中東系住民と白色住民が激しく衝突した人種暴動は、多文化主義の意義について改めて議論を巻き起こした。

最後に、近年論じられている多文化主義に関する疑問・批判の意見、あるいは支持する意見を紹介することとしたい。

### 多文化主義に対する 疑問・批判

○六年に評論家のグレッグ・克蘭シー氏は、自著の書籍において「多文化主義はオーストラリア社会の分断、国家の結束を弱体化させた。この結果、犯罪と社会の腐敗を導くとともに国家安全体制に悪影響を及ぼすものとなった。」とこれまで政府によって進められてきた多文化主義政策を批判した。

ラトロブ大学の歴史研究グループリーダーのジョン・ハースト氏は、多文化主義の難しさは、それが多様性のみで表現され、共通性という点で表現されることがないからと述べ、「多文化主義」という言葉に代わるものとして、「多様なオーストラリア」あるいは「コスモポリタン」と表現する方が適当ではないかと述べている。

### 多文化主義に対する支持

サンシャインコースト大学の多文化コミュニケーション発展センター副所長のハリエット・バ

ーバカン氏は、「この十数年を通じて、我々は、多文化主義及び寛容性を失ってきた。その結果、我々の文化多様性への価値を認める寛容への責任意識が希薄となり、我々の社会の重要な骨格を弱め、分裂、人種的民族的不寛容と衝突の永続化を導いた。我々には多文化主義以外に社会を結束させ、国家を強固にかつ弾力的なものに導くものはない。」と多文化主義の支持意見を論じている。

また、オーストラリア国立大学の移民多文化研究センター所長のジェームス・ジャップ氏は、「特定の出身国あるいは文化的背景のみ持つ者を真のオーストラリア人である国民が考え続ける限りは、そこに社会的な調和は存在しないだろうし、多文化主義が、州・特別地域の政策ではなく、国家政策の中心として取り扱われるまでは、多文化主義は機能しないだろう。」と連邦政府が取り組まなければならないことについても論じている。

### 結びに

オーストラリア社会において多文化主義の思想が社会の各層に浸透していることは、我々事務所職員が生活をする中で感じる街並みの文化的多様性、あるいは豊富な多言語情報、そして何より民族的に多様な背景を持ちながらもオーストラリア人として誇りを持ち日々の生活を送る当地の人々の姿

から強く感じ取れる。

また、日々の生活でも、オーストラリア社会が提供する多文化社会に応じたサービスの恩恵を受け、外国での生活を過ごしやすなものにしてくれている。

多文化主義は、社会に寛容の精神を育むだけでなく、社会経済の発展に大きく貢献するものと考えられている。

それは、世界各地域からの移民がもたらす新たな発想やビジネスモデルを用いて経済の活性化を図ったり、文化的多様性のある街並みを観光資源として活用し誘客を図ったりするなどの取組に見られる。

また、多くの民族が集まるオーストラリアは世界の縮図であり、各国での市場開拓に先立ち商品を試行的に販売し民族ごとの反応を検証する多国籍企業もあるという。

さらに移民に対する英語学習と母国語維持の奨励は、バイリンガル人口の拡大につながり、グローバル化の進展目覚ましい世界経済において、オーストラリアが従来の資源輸出に牽引される形での経済発展から脱却を図り、将来的に発展を遂げて行くための基盤にも見える。

このようなことから多文化主義は決してネガティブなものではなく社会に多くの恩恵をもたらすものと考えられており、生活者としてもそれを感じている。